

釧路市児童発達支援センターの保育所等訪問支援

釧路市児童発達支援センター 地域支援相談係で実施している保育所等訪問支援は、国の法律（児童福祉法）に基づいた支援です。

「保育所等訪問支援」は、保育所等を現在利用中のお子さんが、集団生活に適應することができるよう、専門スタッフが保育所等へ訪問し、お子さんへの直接支援や先生方へのアドバイス等を行います。

この支援を利用するためには市に申請手続きを行い、支給決定を受ける必要があります。その後、釧路市児童発達支援センターと契約を結び、利用開始となります。

保育所等訪問支援の内容

対象は…

発達上の遅れなど、何らかの理由により保育所等での集団生活に適應が難しく、市で決定する通所受給者証の交付を受けたお子さん。

内容は…

- ・ 本人に対する直接支援
- ・ 訪問先施設のスタッフに対する支援

時間は…

支援時間は1時間です。
利用できる回数は、月1回～月2回です。

費用は…

所得に応じて国が定めた基準により決定します。

利用方法は…

相談の予約が必要です。相談は無料です。
電話で申し込みをしてください。

地域支援相談係

申込み先 0154-44-3555

受付時間 午前8:50～午後5:20

保育所等訪問支援を利用するための手続き

1. 申請

以下の書類から必要なものを用意します。

- (1) 障害児通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書
- (2) 世帯状況・収入等申告書
- (3) 療育手帳、身体障害者手帳の写し（所持している方のみ）
- (4) 特別児童扶養手当受給中の写し（受給されている方のみ）
- (5) 発達検査結果等の交付申請書（地域支援相談係での検査結果が必要な方）
- (6) 障害児相談支援給付費支給申請書
- (7) 障害児相談支援依頼（変更）届出書
- (8) 世帯主の運転免許証など身分証明になる書類
- (9) 世帯主のマイナンバーカード（顔写真あり）または 通知カード
- (10) お子さんのマイナンバーカード（顔写真あり）または 通知カード

申請する窓口は以下になります。

〒085-8505
釧路市黒金町8-2
釧路市役所防災庁舎3階 障がい福祉課障がい福祉担当（23番窓口）
《TEL》0154-31-4537

2. 利用計画の作成依頼

希望する支援内容について、専門機関に計画をたててもらいます。

申請をするときに『相談支援事業所リスト』の中から選んで、利用計画の作成を依頼してください。利用計画の作成は、児童発達支援センターでも可能です。

3. 決定・通知

支援を利用できる期間（給付決定期間）・日数（支給量）が決まります。決定内容については、障がい福祉課から『決定通知書』『通所受給者証』が送付されます。

4. 契約・利用

『通所受給者証』を提示していただき、契約をした上で、利用開始となります。

5. 利用料の支払い

利用料（負担額）は、利用に応じて1か月毎に計算されます。

市内の金融機関（郵便局を除く）または市役所の窓口でお支払いいただきます。

※お子さんの年齢によって無償化の対象になります。お問い合わせください。